

飯塚市民事暴力相談センターだより

(令和7年12月号 NO.91号)



暴力団等との対応要領 10か条

① 相手を確認する

◎名前・どちらの(所属団体) ◎車のナンバー、電話番号

② 用件・要求の把握

◎何をネタに、何を企んで来たか

③ 相手より多い人数で対応する

◎役割分担(記録・通報等) ◎対応時間の事前通知と早めの打ち切り

④ 対応場所は、自分に有利な場所

◎暴力団事務所や相手の指定する場所はダメ!

⑤ トップに対応させない

◎不当要求防止責任者が対応

⑥ 書類作成や署名・押印は拒否

◎念書や名刺裏等の署名押印はダメ!

⑦ 言動に注意して即答しない

◎妥協せず筋を通す

⑧ 対応内容を記録する

◎録音・メモで証拠化

⑨ 警察・暴追センターに相談

◎1人で悩まず早めの相談 飯塚警察署 0948-21-0110 暴追センター 092-651-8938

⑩ 法的対抗措置の検討

◎刑事～勇気を持って被害届 ◎民事～弁護士等への相談

暴力団 追放! **三ない運動+1** の推進

県民・市民が「三ない運動」を実践して、みんなの力で社会の敵を追い出し、安全・安心なまちづくりにつとめましょう。

<p>暴力団を「利用しない」</p> <p>全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です</p>	<p>暴力団を「恐れない」</p> <p>恐れは「誤ったイメージから」 恐れることは暴力団を助長させる</p>
<p>暴力団に「金を出さない」</p> <p>金が「腐れ縁の元」 暴力団を支援・容認することになる</p>	<p>暴力団と「交際しない」</p> <p>交際は「暴力団の活動を助長」 暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる</p>

発行 飯塚市役所 防災安全課 消防安全係内 (飯塚市民事暴力相談センター)

住所 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948-22-3883 ・ FAX 0948-22-5754